

循環部会（8月5日）

災害廃棄物処理への対応

I. 災害廃棄物の処理状況（8月4日現在）

*別紙1参照

被災自治体から早期の補助金交付の要請があるため、概算払いの手続きを進めることとしている。既に22の被災自治体（北海道：函館市、室蘭市、青森県：階上町、岩手県：宮古市、久慈市、大槌町、普代村、野田村、洋野町、宮城県：仙台市、石巻市、気仙沼市、名取市、岩沼市、東松島市、亘理町、松島町、七ヶ浜町、大郷町、女川町、福島県：須賀川市、千葉県：柏市）から概算交付に係る書類の提出があり（8月3日時点）、そのうち14自治体については概算払い額を1,450億円と確定し、うち室蘭市、階上町、東松島市、柏市の4自治体については交付決定を行った。他の被災自治体についても、迅速に対応するとともに、各県に派遣した当省職員を中心に各自自治体の申請事務をきめ細かく支援することとしている。

災害廃棄物処理の現状としては、4分の3の市町村では、既に現在住民が生活を営んでいる場所の近傍にある災害廃棄物の仮置場への搬入を完了しており、さらに、すべての市町村では8月末までに、現在住民が生活を営んでいる場所の近傍にある災害廃棄物を仮置場へ搬入できることが判明した。

II. 廃棄物の処理の特例に関する法律案について

① 概要

「東日本大震災により生じた廃棄物の処理の特例に関する法律案」が7月8日に閣議決定、国会提出。

② 内容

被災市町村の要請があり、かつ、当該市町村における災害廃棄物処理の実施体制等を勘案して必要があると認めるときは、当該市町村の災害廃棄物の処理に係る事務を環境大臣が代行できるとする 等

III. 岩手県、宮城県における災害廃棄物処理の方針

*別紙2参照

① <岩手県>

6月20日に開催した災害廃棄物処理対策協議会において、国のマスタープランに基づく県の実行計画案が提示・了承。この結果を受け、県は実行計画を策定、6月27日に公表。

あわせて県は、災害廃棄物の詳細な処理計画の策定業務に係るプロポーザルを公募し、7月14日に実施事業者が決定。6月20日より、県は腐敗水産物の海洋投入処分を実施。

② <宮城県>

県の災害廃棄物処理指針に基づき、県内の二次仮置場ごとの廃棄物の種類別量の算定を実施。この結果に基づき、実行計画（一次案）を8月上旬に公表予定。

また県では、県沿岸地域の市町を4ブロックに分けて処理を実施することとしており、石巻ブロックの二次仮置場の建設及び廃棄物の処理等について、7月25日より技術提案の募集を開始。

IV. 福島県における災害廃棄物処理の方針

*別紙2参照

①廃棄物の処理方法

・可燃物の処理方法

可燃物については、排ガス処理装置としてバグフィルター及び排ガス吸着能力を有する焼却施設で焼却。

(ア) 主灰については、放射性物質の濃度が1キログラム当たり8,000ベクレル以下の場合、管理型最終処分場で埋立て。ただし、跡地は居住等の用途に供しない。8,000ベクレルを超えるものについては、管理型最終処分場等で一時保管した後、安全な最終処分の方法を検討。

(イ) 飛灰については、管理型最終処分場等で一時保管した後、安全な最終処分の方法を検討。

(参考) 一時保管の方法

- i. 埋立場所を他の廃棄物と分け、埋立場所を記録する。
- ii. 土壌（ベントナイト等）で30cm程度の隔離層を設けたうえで、耐水性材料で梱包した焼却灰を置く。
- iii. 雨水浸入防止のための遮水シート等で覆う、あるいはテントや屋根等で被覆する。
- iv. 即日覆土を行う。

・不燃物の処理方法

不燃物については、最終処分場で埋立て。ただし、跡地は居住等の用途に供しない。

・再生利用の方法

再生利用については、クリアランスレベル（ $10\mu\text{Sv/年}$ ）以下の被ばく線量に管理された状態での利用（例えば、公共用地での地表に露出しない土木資材としての利用等）は可能。

②安全性の確保

- ・作業者の安全を確保するため、電離放射線障害防止規則を遵守。
- ・安全性を確認するため、主灰、飛灰などの放射性物質の濃度測定を実施。また、処理施設から排出される排ガス、排水などのモニタリングを実施。
- ・避難区域（20km 圏内）等の災害廃棄物について、放射性物質濃度の調査を実施し、現状を把握した上で、処理方法を検討する。

③放射性物質により汚染されたおそれのある災害廃棄物について

- ・6月23日に取りまとめられた「福島県内の災害廃棄物の処理の方針」に基づき、処理を円滑に実施する。
- ・電気集塵機を有する焼却施設について、排ガス濃度等の測定結果から、モニタリングにより安全性を確認しつつ災害廃棄物の焼却を行うことが可能とされた。
- ・処理施設の排ガス、排水等に関するモニタリングについて、測定項目や頻度、分析方法を明確にした。
- ・また、8,000Bq/kg以上の焼却灰などについて、一時保管後の安全な処分方法に関する論点を整理した。
- ・さらに、避難区域等の内側についても、災害廃棄物の現状を把握するための調査を実施していくこととした。